

## 第22号の3様式記載要領

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、市町村内に事務所又は事業所を有する法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみ課されるものが市町村民税の均等割を申告する場合に使用してください。
- (2) この申告書は、4月30日までに事業所又は事務所等所在地の市町村長に1通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。	
3 「同左の月数①」	この月数は、歴に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	
4 「この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額②」	指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	
5 「指定都市に申告する場合の②の計算」	指定都市に申告する場合はのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 区ごとに計算した均等割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	

※ 平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあつては、法人番号欄に法人番号（マイナンバー：13桁）を記載します。

#### ● 照会場所

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

**静岡市役所**

電話 (054) 254-2111(代)

●申告については、市民税課 法人課税係 へ

●収納については、納税課 納税推進係 へ

